

平成23年度 事務事業評価シート（平成22年度実績分）

事務事業名	産業廃棄物対策事業費		部課コード	1814	予算事業科目	010401030333	事	単	区分	継続	
所管部署	担当部局	環境部	部長名(2次評価者)	坂本 導昭		個別事務	全部	010401030333	-	1	
	担当部署	廃棄物対策課	所属長名(1次評価者)	松岡 保彦					-		
	電話番号	088-823-9427	E-mail	kc-181400@city.kochi.lg.jp					-		

1 事業の位置付け

予算科目(平成23年度)	高知市総合計画・実施計画施策体系での位置付け									
会計	01 一般会計	大綱	01 共生の環	政策基本方針	日々の生活で消費される化石燃料など天然資源の枯渇は、わたしたちの生活に深刻な影響を及ぼすことから、資源を有効に利用し、廃棄を最小限に抑える循環型社会の構築が求められています。 市民・事業者・行政の協働による3R（リデュース・リユース・リサイクル）の徹底及びごみの発生抑制に取り組めます。また、廃棄物の不法投棄など不適正な排出の撲滅に向けた対策を充実します。					
款	04 衛生費	政策	06 環境負荷の少ない循環型社会の形成							
項	01 保健衛生費	施策	02 廃棄物の適正な処理							
目	03 環境対策費	区分	06 産業廃棄物の適正処理							

2 事業の根拠・性格

法律・政令・省令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	法定受託事務	<input type="radio"/>
県条例・規則・要綱等			
市条例・規則・要綱等	高知市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 高知市産業廃棄物処理指導要領		
その他(計画、覚書等)			

3 事業の目的・内容等

対象	誰(何)を対象に	排出事業者，許可業者	
意図	どのような状態にしていくのか	中核市移行に伴い増大した産業廃棄物処理業に係る許認可をスムーズに行い、また業者への監視や啓発等によって適正な廃棄物の処理が行われるよう努め、ひいてはリサイクルの促進による循環型社会の構築を目指す。	
手段	事業実施体制等	10名の職員(県警より出向1名含む)、不法投棄監視パトロール員4名 補助事務員2名	事業開始年度 平成10年度 事業終了年度
活動内容	どのような事業活動を行うのか	業者への許認可事務、排出事業者や許可業者への啓発、産業廃棄物処理業に関する講習会、立入検査、監視パトロール、不法投棄監視用カメラの設置、環境影響調査、業者への指導等を行い、場合によっては県警と連携して、廃棄物の適正処理を推進している。	
成果指標	事業目的の成果を測る指標		指標設定の考え方
	A		
	B		
	C		

4 事業の実績等

			20年度(実績)	21年度(実績)	22年度(実績)	23年度(計画)	備考欄	
成果指標	A	目標						
		実績						
	B	目標						
		実績						
C	目標							
	実績							
投入コスト	① 事業費	決算額 (千円)	3,418	3,459	3,249	3,891		
		財源内訳	国費 (千円)					
			県費 (千円)					
			市債 (千円)					
			その他 (千円)					
			一般財源 (千円)	3,418	3,459	3,249		3,891
	翌年度への繰越額 (千円)							
	② 概算人件費等	人件費等 (千円)	23,575	24,970	23,026	26,117		
		正規職員 (千円)	21,900	21,608	19,656	22,752		
		その他 (千円)	1,675	3,362	3,370	3,365		
		人役数 (人)	3.22	3.52	3.33	3.76		
		正規職員 (人)	2.92	2.92	2.73	3.16		
		その他 (人)	0.30	0.60	0.60	0.60		
総コスト= ① + ② (千円)		26,993	28,429	26,275	30,008			
市民1人当たりコスト (円)		79	84	77	総コスト/年度末人口			
年度末住民基本台帳人数 (人)		340,695	339,714	339,130				

5 成果指標で表せない事業成果・市民満足度・その他課題点等

- ・パトロール員による不法投棄等のパトロールによって、不法投棄等の発見や抑制に繋がり、また苦情等への素早い対応が出来ているが、その一方で次から次へと不法投棄や野焼きは後を絶たない発生状況である。
- ・不法投棄が頻発する道路沿いに不法投棄監視用カメラ1台と、その周辺に啓発用看板及び防犯カメラ設置を明示する看板を設置したが、設置以降不法投棄はされていない。
- ・悪質な事例については県警と連携し、摘発などの対応をする場合がある。
- ・廃棄物処理業者に対しては、立入検査等を行う他、講習会等を行い、質的・技術的向上を図っている。

6 1次評価（所属長評価）

評価日（平成 年 月 日）

評価項目		評価基準	1次	平均 点数	評価内容の説明
事業実施の必要性	① [施策体系等での位置付け] 事業の実施が市の総合計画・実施計画・市長マニフェスト等の目標達成に結びつくか、又は、事業の根拠等に結びつくか	A (5) 結びつく	A	4.0	産業廃棄物の適正処理が行われれば、リサイクルが促進され、循環型社会の構築に結びつくものである。  廃棄物処理に関する市民からの苦情等は、合併による市域拡大に伴って高いレベルにあり、社会情勢やその対応によっては増加が懸念される。また、許認可の申請数は、合併等によって増加していたものの現在は落ち着いている。
		B (3) 一部結びつく			
		C (1) あまり結びつかない			
		D (0) 結びつかない			
事業内容の有効性	② [市民ニーズの傾向] 事業の実施に対する市民のニーズ（需要量）の傾向はどうか	A (5) 非常に多い、急増している	B	4.0	事業の性質により成果指標の策定は困難であるが、許認可事務の対応や不法投棄の監視、防止、講習会の開催など、一定の成果は得られている。  基本的に手法や活動内容は法に基づくものであり、妥当に運営されている。
		B (3) 横ばいである			
		C (1) 少ない、減少している			
		D (0) ほとんどない			
事業実施の効率性	③ [成果の達成状況] 事業の成果指標の達成状況は順調か	A (5) 十分に達成している	B	4.0	事業の性質により成果指標の策定は困難であるが、許認可事務の対応や不法投棄の監視、防止、講習会の開催など、一定の成果は得られている。  基本的に手法や活動内容は法に基づくものであり、妥当に運営されている。
		B (3) 概ね達成している			
		C (1) あまり順調ではない			
		D (0) 十分な成果を望めない			
事業実施の公平性	④ [事業の手法・活動内容] 事業成果の向上のための手法・活動内容の妥当性	A (5) 妥当である	A	4.0	適正な廃棄物処理を確保する上で重要な立入検査等は法で職員が行うこととされているなど、法による公権力の行使が基本となる廃棄物処理行政については、民間活力の利用は非常に困難である。  類似事業は無く、統合の可能性もない。また、法に基づく事業であり、コスト削減の余地も少ない。
		B (3) 概ね妥当である			
		C (1) 検討の余地がある			
		D (0) 見直しが必要である			
事業実施の必要性	⑤ [アウトソーシングの可能性] 事業の実施にかかる民間活力利用の可能性	A (5) 実施済・できない	A	4.0	適正な廃棄物処理を確保する上で重要な立入検査等は法で職員が行うこととされているなど、法による公権力の行使が基本となる廃棄物処理行政については、民間活力の利用は非常に困難である。  類似事業は無く、統合の可能性もない。また、法に基づく事業であり、コスト削減の余地も少ない。
		B (3) 行政主体が望ましい			
		C (1) 検討の余地はある			
		D (0) 十分可能である			
事業実施の公平性	⑥ [事業統合・連携・コスト削減] 類似事業との統合・連携やコスト削減の可能性	A (5) 現状が望ましい・できない	B	4.0	適正な廃棄物処理を確保する上で重要な立入検査等は法で職員が行うこととされているなど、法による公権力の行使が基本となる廃棄物処理行政については、民間活力の利用は非常に困難である。  類似事業は無く、統合の可能性もない。また、法に基づく事業であり、コスト削減の余地も少ない。
		B (3) 概ね効率的にできている			
		C (1) 検討の余地がある			
		D (0) 十分可能である			
事業実施の公平性	⑦ [受益者の偏り] 事業の受益者が特定の個人(団体)等に偏りがなく公平性が保たれているか	A (5) 極めて公平性が高い	A	4.0	法の下に行政が許認可、監視や指導を行っており、公平性は確保されている。また、廃棄物処理は市民全てが関係することであり、特定の市民等が受益者となることはない。  コストは概ね適正であり、市民全体が受益者であることから、その負担割合も概ね適正と考えられる。
		B (3) 概ね保たれている			
		C (1) 偏っている			
		D (0) 公平性を欠いている			
事業実施の公平性	⑧ [受益者負担の適正化] 事業実施の財源として、受益者負担割合（一般財源負担割合）は妥当か。補助金等交付事業の場合、対象経費は妥当か。	A (5) 適正な負担割合である	B	4.0	法の下に行政が許認可、監視や指導を行っており、公平性は確保されている。また、廃棄物処理は市民全てが関係することであり、特定の市民等が受益者となることはない。  コストは概ね適正であり、市民全体が受益者であることから、その負担割合も概ね適正と考えられる。
		B (3) 概ね適正な負担割合である			
		C (1) 検討の余地がある			
		D (0) 検討すべきである			
総合点	16.0	総合評価	○ A 事業継続 (総合点が16点以上で、各項目の平均点数がいずれも2点を超える場合)		
			B 経費削減に努め事業継続 (総合点が12点以上16点未満で、各項目の平均点数がいずれも2点を超える場合)		
			C 事業縮小・再構築の検討 (総合点が4点以上12点未満 又は 各項目の平均点数のいずれかで2点以下がある場合)		
			D 事業廃止・凍結の検討 (総合点が4点未満 又は 各項目の平均点数のいずれかで1点以下がある場合)		

7 2次評価（部局長評価）

評価日（平成 23 年 9 月 20 日）

総合評価	評価理由・今後の方向性等
○ A 事業継続	現在のところ、法令等で定められた許認可業務であるとともに、不法投棄防止や不適正処理の防止等に対する抑止効果も上がっており、今後も継続していく必要がある。
B 経費削減に努め事業継続	
C 事業縮小・再構築の検討	
D 事業廃止・凍結の検討	

8 特記事項